

令和3年度 経営所得安定対策等 の概要



制度のあらまし

はじめに

経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）【水田・畑地共通】

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付します。支払いは数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして交付します。

【交付対象者】

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。
(いずれも規模要件はありません。)

数量払

生産量と品質に応じて交付

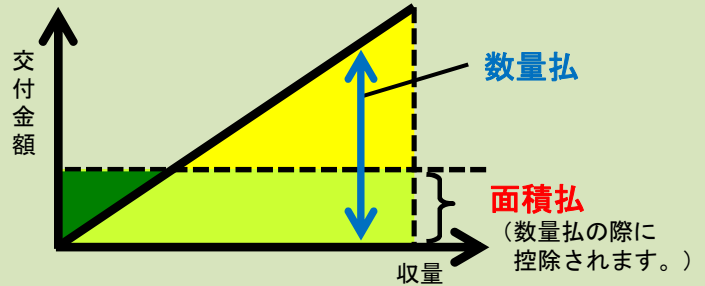
【令和2～4年産の平均交付単価】

実際の交付単価は、品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価
小麦	6,710円/60kg
二条大麦	6,780円/50kg
六条大麦	5,660円/50kg
はだか麦	9,560円/60kg

対象作物	平均交付単価
大豆	9,930円/60kg
そば	13,170円/45kg
なたね	8,000円/60kg

<数量払と面積払との関係>



面積払

2.0万円/10a
(そば: 1.3万円/10a)

当年産の作付面積に応じて、数量払の先払いとして交付

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米、畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛棄を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

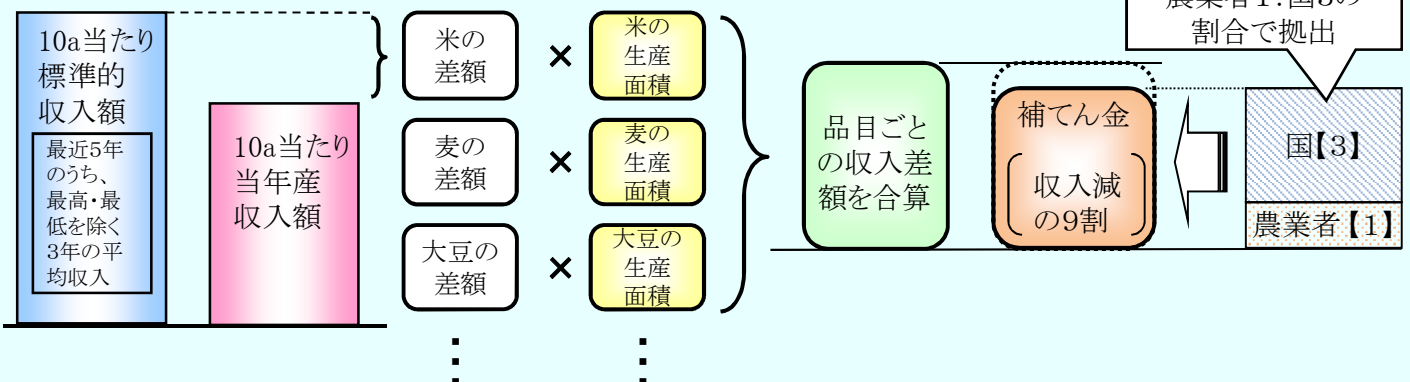
支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。
(いずれも規模要件はありません。)

ナラシ対策の仕組み

農業者の米、麦、大豆の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。（補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で抛棄）

（注）収入保険と、ナラシ対策・農業共済などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができません（重複加入はできません。）。

[都道府県等ごとに算定]



水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

支援の対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農です。

戦略作物助成

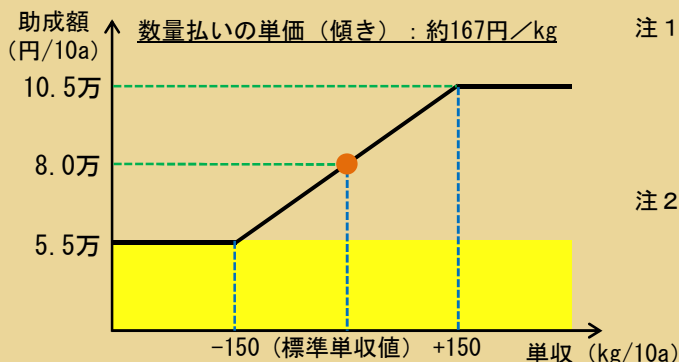
基幹作のみ対象

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a ^{※2}

※1 飼料用とうもろこしを含む

※2 過去実績から標準単収以上の収量が確実だったと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（8万円/10a）で支援

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係（イメージ）>



注1：数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法^{※3}により助成対象数量が確認できることを条件とします。
 ※3 ふるい目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認

注2：標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収（地域の合理的な単収）を適用します。
 なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄（作柄表示地帯別）に応じて調整します。

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、二毛作や耕畜連携を含め、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。

水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援します。

- ① 高収益作物定着促進支援（20,000（30,000^{※4}）円/10a×5年間）（②とセット）
 - ② 高収益作物畑地化支援（175,000円/10a^{※5}）
 - ③ 子実用とうもろこし支援（10,000円/10a）
- ※4 加工・業務用野菜等の場合
 ※5 R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

注3：水田活用の直接支払交付金については、交付対象水田における対象作物の作付が対象です。

重要

加工用米及び新規需要米の適正流通

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。**主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止**するため、定められた用途に適正に流通させてください。

こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売



国は、飼料用米等の**出荷状況を確認**することがあります！

交付金に関するスケジュール（予定）

	令和3年												令和4年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
申請手続 交付金の 交付				交付申請書、 営農計画書等 の受付			対象作物の作付確認、数量払の数量確認											
							ゲタ対策の数量払の交付											
							ゲタ対策の 面積払の交付			水田活用の直接支払交付金の交付								
				ナラシ対策の 積立て申出														
				積立金の納付														
													交付申請		ナラシ対策の 交付金の交付			

お問い合わせ先

「経営所得安定対策等」
に関するお問い合わせ、ご相談は

お気軽に、無料相談



フリーダイヤル 0120-38-3786

サア ミナハイロー

受付時間：平日9:00～17:00 自動的にお住まいの農政局、県拠点に繋がります。

ご注意：携帯電話、PHS、公衆電話及びIP電話など一部の電話ではご利用いただくことができません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、お手数ですが番号の前に「186」を押してお掛けください。

上記以外にも、最寄りの農政局、県拠点までお気軽にご連絡ください。

(管 区)	中国四国農政局	生産部生産振興課（経営所得安定対策担当）	…	TEL:086-230-4256
(鳥取県)	中国四国農政局	鳥取県拠点 地方参事官室	…	TEL:0857-22-3256
(島根県)	中国四国農政局	島根県拠点 地方参事官室	…	TEL:0852-25-4490
(岡山県)	中国四国農政局	岡山県拠点 地方参事官室	…	TEL:086-233-1577
(広島県)	中国四国農政局	広島県拠点 地方参事官室	…	TEL:082-228-9483
(山口県)	中国四国農政局	山口県拠点 地方参事官室	…	TEL:083-922-5255
(徳島県)	中国四国農政局	徳島県拠点 地方参事官室	…	TEL:088-622-6132
(香川県)	中国四国農政局	香川県拠点 地方参事官室	…	TEL:087-883-6503
(愛媛県)	中国四国農政局	愛媛県拠点 地方参事官室	…	TEL:089-932-6989
(高知県)	中国四国農政局	高知県拠点 地方参事官室	…	TEL:088-875-2151